

平成 27 年 7 月  
環境省廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正法の制定に伴う  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令及び施行規則の一部改正について

## 1. 背景

東日本大震災をはじめとする近年の災害における教訓・知見を踏まえ、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理に向けた対策を強化すべく、制度的な手当てが必要なものについて、第 189 回国会において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が制定された（平成 27 年 7 月 17 日公布）。

法律に併せ政省令についても災害廃棄物対策の強化を図るとの観点から、必要な措置を講じることとされた。

## 2. 政令改正の概要

### (1) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（令第 4 条及び第 4 条の 3 関係）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、非常災害時においては、受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することを可能とする。

### (2) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等に関して条例で定める事項（令第 5 条の 6 及び第 5 条の 6 の 2 関係）

法案の施行に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例等が新設されること、当該特例等に係る縦覧等に関して条例で定める事項として、

生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者による意見書の提出先及び提出期限等を定める。

## 3. 省令改正の概要

### (1) 都道府県廃棄物処理計画に定める事項の基準の追加（規則第 1 条の 2 の 2 関係）

改正法において、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項等について、都道府県廃棄物処理計画に新たに定めることとされたことを受け、これに係る基準を追加する。

【規則規定事項】

規則第一条の二の二第五号（新設）

イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項

ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

- (2) 一般廃棄物の処理等の再委託に関する基準の整備（規則第1条の7の6関係）  
改正令に基づき、非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）を定める。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加（規則第2条、第2条の3関係）  
一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を要しない者として、非常災害時における再委託先を追加する。
- (4) 非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する事前協議に関する規定の整備（規則第5条の10の3関係）  
改正法により新たに追加された、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する都道府県知事への事前協議の方法等を定める。
- (5) 非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する際の手続の整備（規則第5条の10の4等関係）  
非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合に係る届出、当該施設の維持管理に関する事項、当該施設に関する記録及びその閲覧、事前届出を要しない軽微な変更、届出を要する変更等について定める。
- (6) その他（規則附則関係）  
平成23年の令附則第4条の追加により規定した附則第2項から第5項までについて、適用期間が経過したことによる削除その他所要の改正を行う。

4. 施行期日

政令、省令ともに、8月6日を予定。